

特殊健康診断受検の勤務手配について サービック本社と団体交渉を開催する。

**コロナ禍のなか往復3時間かかる休日に受検させて
11分の「超勤」が配慮とはいえない！**

3月24日、J R 東海労新幹線関西地本は、関西新幹線サービック会社と「特殊健康診断に関する新大阪第一事業所の勤務手配に関する申し入れ」に基づく団体交渉を開催しました。

令和2年度第2回特殊健康診断（実施日 2020年12月2日、3日、4日、23日、24日、25日）の受検に際して、第一事業所所属の組合員は前月から事前に勤務手配を申し出ていました。しかし、組合員は6日間の受検対象日の中で唯一休日であった日に受検するように言われたため仕方なく受検しました。組合員は自宅から受検会場まで往復3時間かかります。受検にかかった時間は11分です。

ところが、特殊健康診断終了後に、組合員のように事前にまたは受検当日に勤務手配を申し出た受診対象者の6名は、勤務免除で受検していたことがわかりました。

第一事業所は勤務手配の配慮を欠いている！

（組合）組合員に対する受診に関する扱いは差別的で不利益な扱いである。謝罪すること。

（サービック）謝罪するつもりはない。特殊健康診断は休日に超勤で受検することが基本であり、差別や不利益取り扱いにあたらぬ。

（サービック）第一事業所は休日に受検することが基本である。どこかに休日が入るように、そこで受検できるように手配した。山崎副所長は、その時は代務者の手配がつかないという見解で（「休日で受けてください」）そうお伝えしたと思う。

（東海労）そんなの第一事業所だけのローカルルールだ！認められない！労働安全衛生法に関わる配慮義務違反だ！

**団交において、第一事業所の配慮を欠いた勤務手配に対して
「労働安全衛生法の配慮義務違反」として、抗議・追及しました。**

今後もおかしいことには物申していきます。